

平成22年10月29日

山口県報号外第51号別冊

# 山口県人事行政の運営等の状況

平成22年10月

山 口 県

## 目 次

山口県人事行政の運営の状況 .....	1
1 職員の任免及び職員数等の状況.....	1
(1) 採用・退職等の状況.....	1
(2) 退職者の再就職の状況.....	1
(3) 職員数の状況.....	4
2 給与等の状況.....	7
(1) 総括.....	7
(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況.....	9
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況.....	12
(4) 職員の手当の状況.....	13
(5) 特別職の報酬等の状況.....	20
(6) 公営企業職員の状況.....	20
3 勤務時間その他の勤務条件.....	29
(1) 一般職員の勤務時間.....	29
(2) 年次有給休暇.....	29
(3) 特別休暇等.....	29
(4) 介護休暇.....	30
(5) 育児休業等.....	30
4 分限及び懲戒処分の状況.....	31
(1) 分限処分者数.....	31
(2) 懲戒処分者数.....	31
5 サービスの状況.....	32
(1) 職務に専念する義務の免除.....	32
(2) 営利企業等への従事許可.....	32

6	職員の研修及び勤務成績の評定の状況.....	33
	(1) 研修の状況.....	33
	(2) 勤務成績の評定の状況.....	34
7	職員の福祉及び利益の保護の状況.....	35
	(1) 保健の状況.....	35
	(2) 福利厚生 of 状況.....	35
	(3) 公務災害補償.....	36
8	特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況.....	37
	(1) 知事部局等.....	37
	(2) 教育委員会.....	38
	(3) 警察本部.....	39
	<b>山口県人事委員会の業務の状況</b> .....	40
1	職員の競争試験及び選考の状況.....	40
	(1) 職員の競争試験の状況.....	40
	(2) 選考の状況.....	41
2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 報告及び勧告の状況.....	43
3	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 措置の要求の状況.....	48
4	職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況.....	48

# 山口県人事行政の運営の状況

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 採用・退職等の状況（平成21年度）

#### ア 採用

区 分	試 験				選 考 採 用	計
	大卒程度	短卒程度	高卒程度	保健師等 看護師等 警察官		
一般行政職等	98人		12人	2人	18人	130人
医 療 職	1人			51人	14人	66人
教 育 職					189人	189人
警 察 職					153人	169人
技能労務職						
計	99人		12人	53人	237人	554人

（注）一般行政職等：下記以外の給料表適用者

医療職：医療職給料表適用者

教育職：教育職給料表適用者

警察職：公安職給料表適用者

技能労務職：現業職給料表適用者

（以下、退職、再任用も区分は同様の区分）

#### イ 退職

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
一般行政職等	225人	37人	30人	21人	313人
医 療 職	12人	9人	33人	8人	62人
教 育 職	159人	67人	31人	6人	263人
警 察 職	108人	21人	40人	7人	176人
技能労務職	18人	3人	2人	3人	26人
計	522人	137人	136人	45人	840人

#### ウ 再任用

区 分	再任用（常時勤務）		再任用（短時間勤務）	
		更 新		更 新
一般行政職等	41人	18人	93人	42人
医 療 職	2人	1人		
教 育 職	60人	33人	2人	
警 察 職	3人			
技能労務職	18人	12人		
計	124人	64人	95人	42人

### (2) 退職者の再就職の状況（平成22年度）

平成21年度に退職した課長級以上（管理職手当受給者）の職員の営利企業等への再就職の状況は、以下の表のとおりです。

## 再就職状況一覧表（教育委員会・警察除く）

（平成22年7月1日現在）

	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職名	再就職年月日
1	中尾将史	給与厚生課調整監	H22.3.31	山口県職業能力開発協会	総務課長	H22.4.1
2	久保田敏雄	山口県税事務所次長	H22.3.31	財団法人山口県ひとづくり財団奨学センター	常勤嘱託	H22.4.1
3	若崎隆夫	消防防災航空センター所長	H22.3.31	社会福祉法人山口県社会福祉事業団	主査	H22.4.1
4	福富薫	岩国基地沖合移設対策室次長	H22.3.31	財団法人山口県建設技術センター	業務部長	H22.4.1
5	守田良則	岩国基地沖合移設対策室次長	H22.3.31	株式会社協和コンサルタンツ山口営業所	理事	H22.4.1
6	岩野清美	消防学校副校長	H22.3.31	財団法人山口県ひとづくり財団秋吉台少年自然の家	事務長	H22.4.1
7	西村克己	総合政策部理事	H22.3.31	山口県商工会連合会	専務理事	H22.7.1
8	小田由紀雄	地域振興部長	H22.3.31	公立大学法人山口県立大学	副理事長	H22.4.1
9	金澤卓雄	地域振興部理事	H22.3.31	山口宇部空港ビル株式会社	代表取締役専務	H22.6.7
10	津田隆	地域振興部審議監	H22.3.31	自治体衛星通信機構山口管制局	庶務課長	H22.4.1
11	金本力男	山口さらら博記念公園管理事務所所長	H22.3.31	財団法人山口県施設管理財団	サービス課長	H22.4.1
12	横山健二	環境生活部次長	H22.3.31	山口赤十字病院	事務部長	H22.4.1
13	浅原隆満	環境生活部審議監	H22.3.31	財団法人山口県予防保健協会	常務理事兼事務局次長	H22.4.1
14	畠中啓治	周南健康福祉センター保健環境部副部長	H22.3.31	財団法人山口県生活衛生営業指導センター	経営指導員	H22.4.1
15	今谷憲一	防府健康福祉センター次長	H22.3.31	財団法人山口県ひとづくり財団社会	研修課長	H22.4.1
16	藤重哲夫	山口健康福祉センター次長	H22.3.31	社団法人山口県火薬保安協会	専務理事	H22.5.11
17	山本増人	山口健康福祉センター保健福祉企画室長	H22.3.31	社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会	山口県聴覚障害者情報センター所長	H22.4.1
18	河村憲治	長門健康福祉センター保健環境部副部長	H22.3.31	社団法人山口市薬剤師会	事務長	H22.4.1
19	兼行義明	環境保健センター保健科学部長	H22.3.31	全国農業協同組合連合会山口県本部	嘱託	H22.4.1
20	山崎英一	中央児童相談所所長	H22.3.31	社会福祉法人山口県共同募金会	常務理事兼事務局長	H22.6.10
21	堀江秀紀	岩国児童相談所所長	H22.3.31	社会福祉法人鼓ヶ浦整肢学園	相談支援事業所「ばれっと」所長	H22.4.1
22	梶田育利	周南児童相談所所長	H22.3.31	社会福祉法人ふしの学園	授産部事務長	H22.4.1
23	山本隆	下関児童相談所所長	H22.3.31	NPO法人ラブコミュニティライフ	山口地域就労継続支援事業所職業指導	H22.4.1
24	古谷公三	萩児童相談所所長	H22.3.31	社会福祉法人山口県社会福祉事業団	企画第一課長	H22.4.1
25	佐本敏朗	商工労働部長	H22.3.31	財団法人山口県国際総合センター	理事長	H22.5.24
26	緒方健一	商工労働部審議監	H22.3.31	社会福祉法人山口県社会福祉事業団	事務局次長兼経営第一課長	H22.4.1
27	田邊満	大阪事務所次長	H22.3.31	財団法人山口県健康福祉財団	総務管理班長	H22.4.1
28	亀重栄一	計量検定所所長	H22.3.31	社会福祉法人山口県社会福祉協議会	運営適正化委員会事務局長	H22.4.1
29	福本博	農林水産部理事	H22.3.31	社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会	業務担当理事	H22.5.1
30	池富士清	農林水産部審議監	H22.3.31	財団法人やまぐち農林振興公社	常務理事	H22.4.1
31	梅田孝夫	農林水産部審議監	H22.3.31	山口県漁業信用基金協会	理事長	H22.6.24
32	福永晴夫	岩国農林事務所所長	H22.3.31	財団法人やまぐち農林振興公社	専務理事	H22.4.1
33	久保照男	田布施農林事務所次長	H22.3.31	社会福祉法人山口県社会福祉事業団たちばな園	総務課長	H22.4.1
34	松本謙一	山口農林事務所次長	H22.3.31	財団法人やまぐち農林振興公社	緑化企画室長	H22.4.1
35	城一卓	山口農林事務所農村整備部長	H22.3.31	株式会社チェリーコンサルタント	顧問	H22.5.1
36	中村哲郎	下関農林事務所所長	H22.3.31	常磐地下工業株式会社	管理部長	H22.4.1

	氏名	退職時役職名	退職 年月日	再就職先名称	再就職先役職名	再就職 年月日
37	村田純男	長門農林事務所次長	H22.3.31	財団法人山口県施設管理財団	主任	H22.4.1
38	松原賢治	長門農林事務所農業部長	H22.3.31	財団法人やまぐち農林振興公社	経営構造コンダクター	H22.4.1
39	江藤信正	下関水産振興局長	H22.3.31	株式会社山口県ソフトウェアセンター	代表取締役専務	H22.6.25
40	山辺勝	農林総合技術センター所長	H22.3.31	山口県農業協同組合中央会	参与	H22.4.1
41	山尾春行	農林総合技術センター畜産技術部長	H22.3.31	社団法人山口県配合飼料価格安定基金協会	常務理事	H22.5.20
42	荒瀬和男	農林総合技術センター林業技術部長	H22.3.31	社団法人山口県木材協会	専務理事	H22.5.27
43	木谷幸治	水産研究センター内海研究部長	H22.3.31	山口県内水面漁業協同組合連合会	事務局長	H22.4.1
44	堀江充	土木建築部審議監	H22.3.31	株式会社三友	参与	H22.4.1
45	市河利文	岩国土木建築事務所長	H22.3.31	サンヨーコンサルタント株式会社	業務部長	H22.4.1
46	岡田幸二	柳井土木建築事務所長	H22.3.31	株式会社建設技術研究所山口事務所	顧問技師長	H22.4.1
47	藤村幹夫	柳井土木建築事務所次長	H22.3.31	社会福祉法人山口県社会福祉事業団華の浦学園	総務課長	H22.4.1
48	長尾信雄	防府土木建築事務所長	H22.3.31	株式会社宇部セントラルコンサルタント	技術顧問	H22.4.1
49	石村一成	防府土木建築事務所次長	H22.3.31	山口県刊行物普及協会	事務局次長	H22.4.1
50	長掛実	山口土木建築事務所長	H22.3.31	株式会社山口建設コンサルタント	参与	H22.4.1
51	安永洋	山口土木建築事務所検査監	H22.3.31	株式会社田中技研コンサルタント	技術顧問	H22.4.1
52	河村隆士	美祢土木事務所長	H22.3.31	株式会社アサヒコンサル	技術部長	H22.4.1
53	原野正利	下関土木建築事務所長	H22.3.31	大栄建設株式会社	技術部長	H22.4.1
54	大石市郎	下関土木建築事務所次長	H22.3.31	株式会社NIPPO山口統括事務所	技術担当部長	H22.4.1
55	末永喜久男	長門土木建築事務所次長	H22.3.31	株式会社長田組	取締役室長	H22.4.1
56	松本勝明	宇部港湾管理事務所長	H22.3.31	成長建設株式会社	常務取締役	H22.4.14
57	岡本猛	技術管理課主任検査監	H22.3.31	財団法人山口県建設技術センター	工事管理監	H22.4.1
58	田中信丈	都市計画課調整監	H22.3.31	財団法人山口県建設技術センター	工事管理監	H22.4.1
59	秋本和人	菅野ダム管理事務所長	H22.3.31	株式会社森野組	営業部長	H22.4.1
60	重本達雄	佐波川ダム管理事務所長	H22.3.31	財団法人山口県建設技術センター	工事管理監	H22.4.1
61	藤村誠	厚東川ダム管理事務所長	H22.3.31	中国水工株式会社	技術管理部長	H22.4.1
62	岩山政嗣	建築指導課調整監	H22.3.31	山口県管工事工業協同組合	専務理事兼事務局長	H22.5.21
63	佐伯正隆	建築指導課調整監	H22.3.31	財団法人山口県施設管理財団	施設課長	H22.4.1
64	中尾雅士	建築指導課調整監	H22.3.31	日本下水道事業団	監理員	H22.4.1
65	山本秀孝	住宅課長	H22.3.31	社団法人山口県建築士会	常任理事兼事務局長	H22.6.1
66	河鳶繁太	会計管理局长	H22.3.31	財団法人山口県環境保全事業団	副理事長	H22.4.1
67	西本達喜	労働委員会事務局長	H22.3.31	山口県生コンクリート工業組合	常務理事	H22.5.25
68	因幡雄起	企業局長	H22.3.31	洋林建設株式会社	理事	H22.4.1
69	片岡秀信	西部利水事務所長	H22.3.31	財団法人山口県国際総合センター	施設管理監	H22.4.1
70	津村敏	周南工業用水道事務所長	H22.3.31	川崎地質株式会社中国支店	調査役	H22.4.1
71	宮田久治	厚東川工業用水道事務所長	H22.3.31	NTCコンサルタント株式会社山口営業所	顧問	H22.4.1
72	木村克己	議会事務局長	H22.3.31	社団法人山口県医師会	参事	H22.4.1
73	東谷博美	監査委員事務局企画監	H22.3.31	社団法人周南土木協会	常務理事兼事務局長	H22.5.19

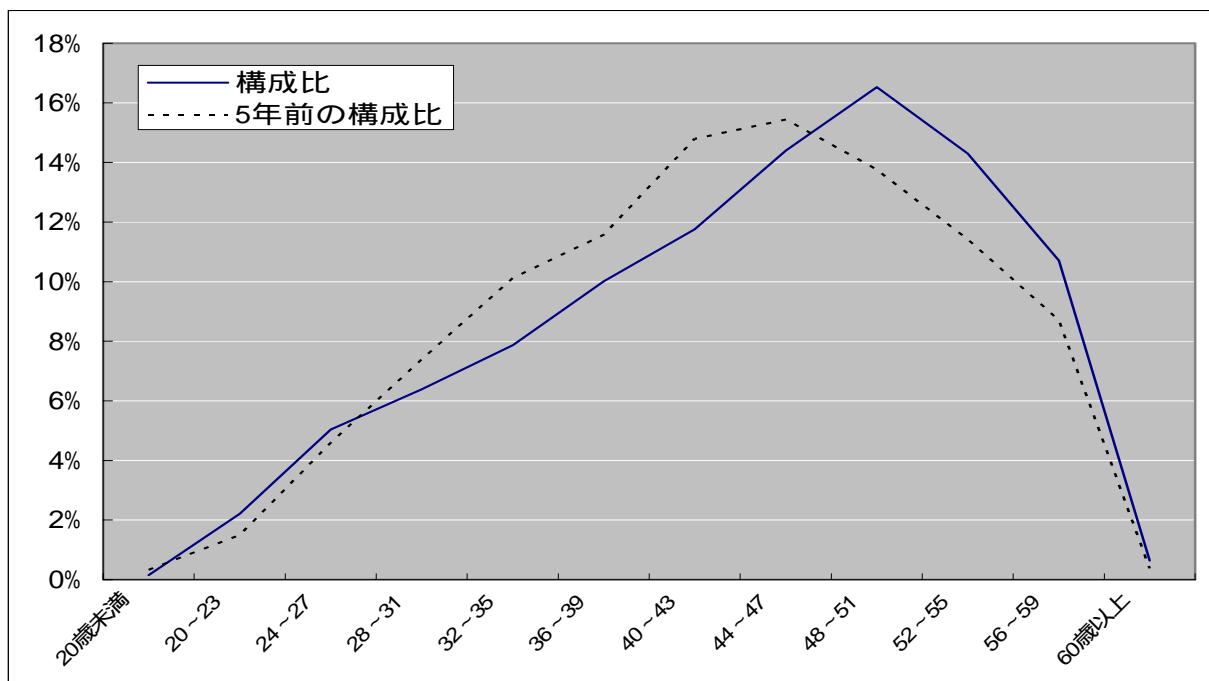
### (3) 職員数の状況

#### ア 部門別職員数の状況及び主な増減理由（各年度4月1日現在）

部 門	平成21年度	平成22年度	増 減	主な増減理由	
一般行政	議 会	30人	31人	1人	欠員補充による増員
	総務企画	684人	714人	30人	国体開催準備及び総務事務の集中化による増員
	税 務	258人	232人	26人	総務事務の集中化による減員
	民 生	289人	281人	8人	総務事務の集中化による減員
	衛 生	591人	571人	20人	総務事務の集中化による減員
	労 働	92人	82人	10人	若者就職支援等指定管理者制度導入による減員
	農林水産	1,100人	1,071人	29人	総務事務の集中化による減員
	商 工	136人	134人	2人	施策の終了による減員
	土 木	977人	906人	71人	工務部門・用地部門の見直しによる減員
	小 計	4,157人	4,022人	135人	
特別行政	教 育	12,339人	12,170人	169人	児童数及び生徒数の減少による減員
	警 察	3,528人	3,459人	69人	業務実施体制の見直しによる減員
	小 計	15,867人	15,629人	238人	
公営企業等 会計	病 院	657人	658人	1人	体制強化による増員
	そ の 他	152人	151人	1人	業務実施体制の見直しによる減員
	小 計	809人	809人	0人	
合 計	20,833人 [22,915人]	20,460人 [22,452人]	373人 [ 463人]		

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、退職者、派遣者等を含む。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

#### イ 年齢別職員構成の状況（平成22年4月1日現在）



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳
職員数	31人	453人	1,032人	1,306人	1,610人	2,049人

区分	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	2,406人	2,946人	3,381人	2,926人	2,190人	130人	20,460人

ウ 定員適正化計画の数値目標及び進ちょく状況

行政改革推進プランに掲げる定員管理の数値目標（平成17年4月1日から平成22年4月1日までに全部門の職員トータルで5.3%の削減）を昨年度見直し、平成20年4月1日から平成25年4月1日までの新たな定員管理目標を設定した。

(ア) 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成20年4月1日	平成25年4月1日	
21,204人	19,619人	1,585人(7.5%減)

(イ) 定員適正化計画の年次別進ちょく状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

区分		平成20年 (計画前年)	平成21年 (1年目)	平成22年 (2年目)	数値目標
一般行政	増員		75人	116人	
	減員		238人	250人	
	差引		(37.5%) 163人	(68.3%) 134人	435人
	職員数	4,349人	4,186人	4,052人	3,914人
特別行政	増員		28人	64人	
	減員		225人	302人	
	差引		(41.5%) 197人	(91.6%) 238人	475人
	職員数	16,064人	15,867人	15,629人	15,589人
公営企業等会計	増員		4人	6人	
	減員		15人	7人	
	差引		(1.6%) 11人	(1.8%) 1人	675人
	職員数	791人	780人	779人	116人
計	増員		107人	186人	
	減員		478人	559人	
	差引		(23.4%) 371人	(46.9%) 373人	1,585人
	職員数	21,204人	20,833人	20,460人	19,619人

(注)(%)内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示す。



## (参考) 旧・定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区 分		平成17年 (計画前年)	平成18年 (1年目)	平成19年 (2年目)	平成20年 (3年目)	平成21年 (4年目)	平成22年 (計画時点)	数値目標	
一 般 行 政	増 員		105人	96人	115人	75人	115人		
	減 員		211人	188人	241人	237人	250人		
	差 引		(25.3%) 106人	(47.3%) 92人	(77.3%) 126人	(116.0%) 162人	(148.2%) 135人		419人
	職員数	4,643人	4,537人	4,445人	4,319人	4,157人	4,022人		4,224人
特 別 行 政	増 員		184人	77人	163人	28人	64人		
	減 員		367人	213人	270人	225人	302人		
	差 引		(23.6%) 183人	(41.2%) 136人	(55.0%) 107人	(80.5%) 197人	(111.2%) 238人		774人
	職員数	16,490人	16,307人	16,171人	16,064人	15,867人	15,629人		15,716人
公 営 企 業 等 会 計	増 員		25人	16人	28人	4人	7人		
	減 員		14人	3人	12人	16人	7人		
	差 引		(37.9%) 11人	(82.8%) 13人	(138%) 16人	(96.6%) 12人	(96.6%) 0人		29人
	職員数	781人	792人	805人	821人	809人	809人		810人
計	増 員		314人	189人	306人	107人	186人		
	減 員		592人	404人	523人	478人	559人		
	差 引		(23.9%) 278人	(42.4%) 215人	(61.0%) 217人	(92.9%) 371人	(124.9%) 373人		1,164人
	職員数	21,914人	21,636人	21,421人	21,204人	20,833人	20,460人		20,750人

(注) 新・定員適正化計画と一般行政及び公営企業等会計の数値が異なるのは、特別会計等の職員数の整理の仕方が異なることによる(総職員数は同じ)。

## 2 給与等の状況

### (1) 総括

#### ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	1,449,649 人	717,566,949 千円	4,485,242 千円	191,990,852 千円	26.8 %	30.2 %

#### イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	20,023 人	88,540,945 千円	14,178,502 千円	34,252,789 千円	136,972,236 千円	6,841 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。  
2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数です。

#### ウ 給与等の減額措置の状況

##### (ア) 特別職等

対 象 者	減 額 の 内 容	期 間
知事	給料月額の20%	平成21年4月1日 ～平成24年3月31日
副知事、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員	給料月額の10%	平成21年4月1日 ～平成24年3月31日
議長、副議長、議員	報酬月額6%	平成21年4月1日 ～平成23年3月31日

(イ) 一般職

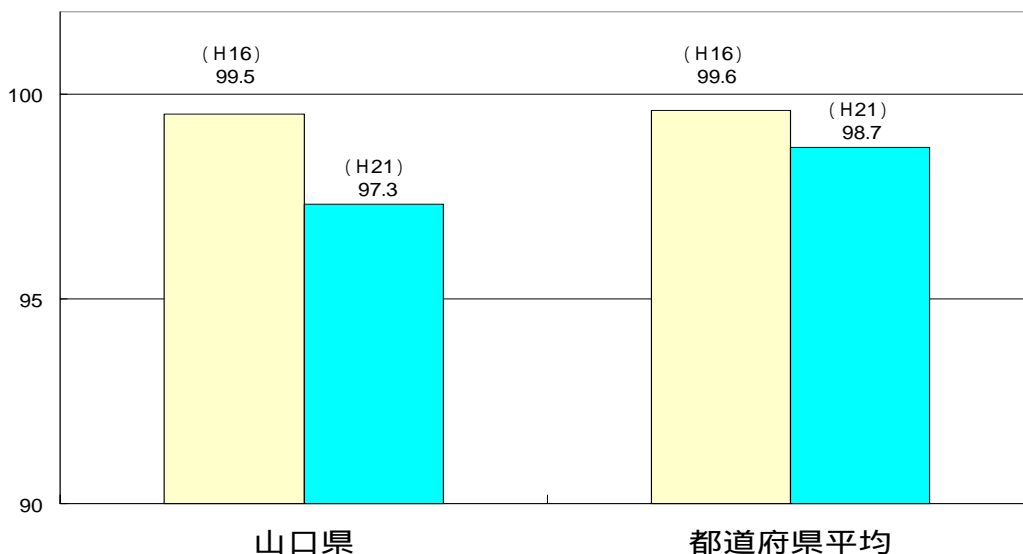
a 給料月額の減額措置

対 象 者	減 額 の 内 容	期 間
部次長級以上の職員	給料月額の6%	平成21年4月1日 ～平成24年3月31日
課長級の職員(管理職手当の受給者に限る)	給料月額の5%	平成21年4月1日 ～平成24年3月31日
現業職員	給料月額の1.5%	平成21年4月1日 ～平成24年3月31日
その他の職員 (主事等の若年層の職員)	給料月額の3% (給料月額の2%)	平成21年4月1日 ～平成24年3月31日

b 管理職手当の減額措置

対 象 者	減 額 の 内 容	期 間
特別管理職員及び管理職手当の区分が3種の職員のうち所属長相当職の職員	管理職手当の月額10%	平成21年4月1日 ～平成24年3月31日

エ ラスパイレス指数の状況（平成21年4月1日現在）



【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数  
（平成21年4月1日現在）

97.1

（注）H21.4.1 現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したものです。  
「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

（注）「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

（ア）一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）
山口県	43.5歳	333,785円	410,719円	359,959円
国	41.9歳	325,579円		395,666円

(イ) 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
山口県	49.6歳	281人	326,721円	369,461円	341,108円	-	-	-	-
うち校務技士等	50.6歳	67人	338,857円	363,104円	349,701円	用務員	54.5歳	214.0千円	1.70
うち調理員	51.2歳	36人	323,061円	350,789円	329,547円	調理士	42.3歳	226.1千円	1.55
うち運転士	46.5歳	26人	315,839円	394,357円	343,839円	自動車運転手	51.1歳	255.4千円	1.54
国	49.3歳	3,955人	284,514円	-	322,291円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
山口県	-	-	-
うち校務技士等	5,934,520円	3,027.0千円	1.96
うち調理員	5,625,295円	3,087.0千円	1.82
うち運転士	6,201,775円	3,548.8千円	1.75

(注) 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、民間のデータについては、正職員でない労働者が含まれるなど、雇用形態、年齢、業務内容等に違いがあります。

「うち」とあるのは、本県の技能労務職のうち、主な職種を記載したものです。民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成18年～20年の3ヶ年平均)  
用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国計のデータを記載しています。年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(ウ) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	45.9歳	392,518円	447,829円

(エ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	46.0歳	387,642円	433,780円

(オ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山口県	40.6歳	329,838円	443,434円	356,425円
国	41.3歳	318,139円		369,610円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員実態調査にて明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

イ 職員の初任給の状況(平成22年4月1日現在)

区 分		山口県	国
一 般 行 政 職	大学卒	176,106円 (179,700円)	172,200円
	高校卒	142,296円 (145,200円)	140,100円
警 察 職	高校卒	165,914円 (169,300円)	158,100円
高等学校教育職	大学卒	196,686円 (200,700円)	-
小・中学校教育職	大学卒	196,686円 (200,700円)	-
技能労務職	高校卒	139,772円 (141,900円)	-

(注) ( )内は、減額措置を行う前の額です。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成22年4月1日現在)

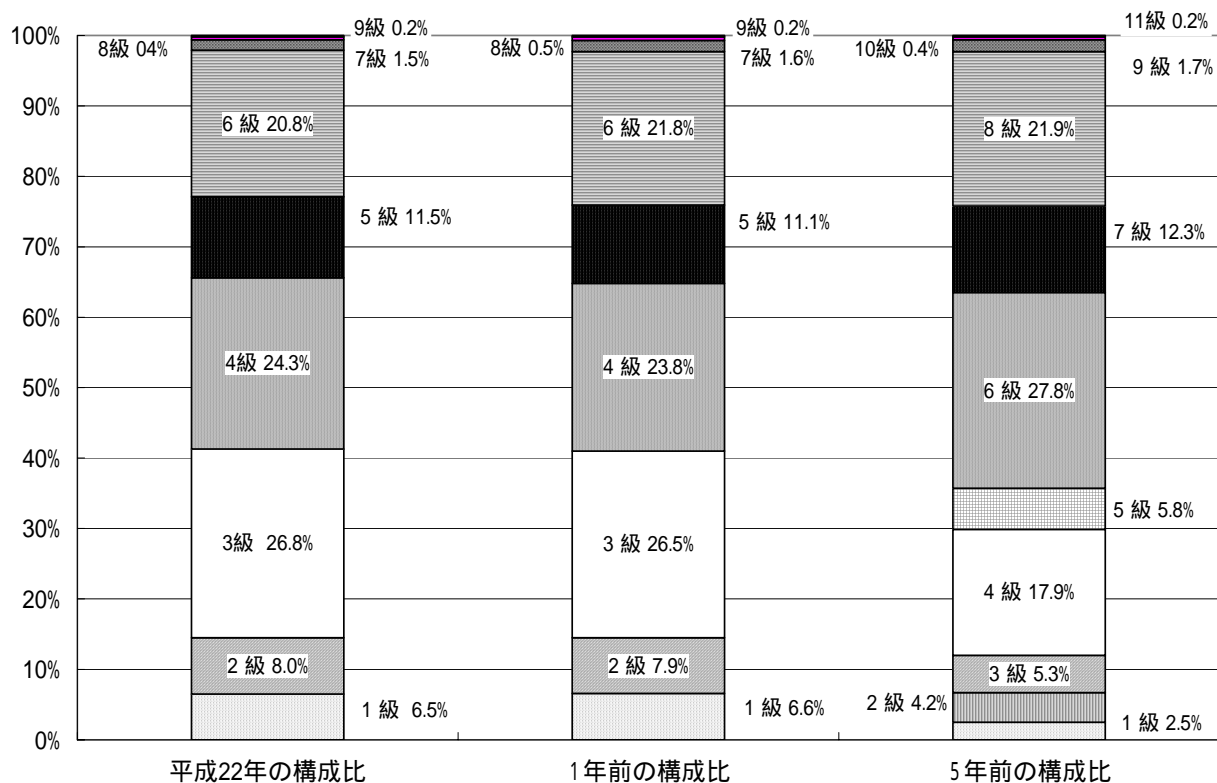
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	258,915円	301,691円	355,685円
	高校卒	218,377円	264,678円	302,128円
警 察 職	高校卒	245,137円	303,207円	345,455円
高等学校教育職	大学卒	301,580円	349,822円	388,241円
小・中学校教育職	大学卒	298,278円	350,723円	382,609円
技能労務職	高校卒	-	248,680円	290,674円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	本庁部長	9 人	0.2 %
8 級	困難部次長	19	0.4
7 級	本庁部次長	67	1.5
6 級	本庁課長	923	20.8
5 級	相当困難主査	510	11.5
4 級	主査	1,080	24.3
3 級	主任	1,189	26.8
2 級	係員	358	8.0
1 級	係員	287	6.5

- (注) 1 山口県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成18年に11級制から9級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

## イ 昇給への勤務実績の反映状況

<p>1 勤務実績の評定の実施状況 管理職に対しては平成18年度から、その他の職員に対しては平成20年度から、職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を評価する「能力評価」を実施しています。</p> <p>2 昇給への勤務実績の反映状況 管理職について、能力評価に基づき、4段階の昇給区分を決定しています。</p>
---

## (4) 職員の手当の状況

### ア 期末手当・勤勉手当

山 口 県	国
1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,706千円	-
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.50) 月分 (0.70) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.50) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20% ・管理職加算 15 ~ 25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20% ・管理職加算 10 ~ 25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

<p>1 勤務実績の評定の実施状況 管理職に対しては平成18年度から、年度当初に設定した目標の達成度を評価する「実績評価」を、その他の職員に対しては平成21年度から、客観的な業務実績や執務態度を評価する「実績評価」を導入しています。</p> <p>2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 実績評価に基づき、5段階の成績率を決定しています。</p>
---



イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

山 口 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人あたり平均支給額			1人あたり平均支給額		
		7,114千円			27,438千円

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成22年4月1日現在）

支 給 実 績 (平成21年度決算)		107,562千円	
支給対象職員1人あたり平均支給年額(平成21年度決算)		773,827円	
支給対象地域(職種)	支給対象人数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18人	18%	18%
大阪市	7人	15%	15%
つくば市	0人	12%	12%
広島市	10人	10%	10%
福岡市	1人	10%	10%
岡山市	1人	3%	3%
福津市	10人	3%	3%
周南市	(1,613人)	0%	3%
上記以外の市町村	18,574人	0%	0%
医師	104人	15%	15%
平均支給率		0.1%	0.3%

(注) 1 支給対象人数欄の( )人数は、国の制度の支給対象人数であり、本県では支給していません。

2 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

エ 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）		1,117,623千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）		136,379円	
職員全体に占める手当支給対象職員の割合（平成21年度）		39.5%	
手当の種類		20種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課、県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収に関する業務	日額 650円
福祉業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	福祉に関する現業業務	日額 650円
精神保健福祉業務手当	(1) 保健所等に勤務する職員	(1) 精神保健福祉法に基づく調査、立会、護送、指導、看護等の業務	日額 300円
	(2) 精神保健福祉センターに勤務する職員	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談、指導等に関する業務	日額 300円
	(3) こころの医療センターに勤務する職員	(3) 患者に直接接して行う診療、看護等の業務	日額 300円
感染症防疫等業務手当	(1) 右の業務を行った職員	(1) 狂犬病予防法に基づく野犬等の捕獲等の業務、家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務	(1)日額 300円
	(2) 動物愛護センターに勤務する獣医師	(2) 動物の治療、処分、飼育管理	(2)日額 850円
分べん業務手当	総合医療センターに勤務する医師	主治の医師として従事する分べんの業務	1件 10,000円
死体取扱手当	病院に勤務する職員	外部からの死体運搬業務、解剖介助業務、死後の処理業務	1体 620円 (運搬業務 300円)
夜間看護等手当	病院に勤務する看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	4時間以上 1回 3,300円
			2時間～4時間 2,900円
			2時間未満 2,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
衛生検査手当	(1) 保健所の試験検査課勤務職員 (2) 保健所に勤務する非専任のと畜検査員、食鳥検査員	(1) 病理細菌検査、環境衛生・食品衛生等の試験検査 (2) と畜検査、食鳥検査	(1)日額 300円 (2)日額 850円
種雄牛馬取扱手当	農林総合技術センターに勤務する職員	種雄牛馬の自然交配、精液の採取等のための種雄牛馬を御する作業	日額 300円
災害応急作業等手当	土木建築部に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合に県の管理する河川の堤防等において行う業務	巡回監視 日額 480円 応急作業 日額 730円
道路上作業手当	道路整備課、土木事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持又は修繕の作業	日額 300円
特殊現場作業手当	(1) 総務部防災危機管理課に勤務する職員 (2) 保健所等に勤務する職員 (3) 総合医療センターに勤務する医師等 (4) 健康福祉部薬務課に勤務する職員 (5) 農林総合技術センター等に勤務する職員 (6) 水産事務所等に勤務する職員	(1) 高圧ガス保安法の規定に基づいて行う完成検査、立入検査等の業務 (2) 廃棄物の投棄されている場所において行う原状回復作業及び廃棄物の性状調査 (3) エックス線その他の放射線を照射する作業又はこれを補助する作業 (4) 司法警察員の業務及びけん銃訓練 (5) 傾斜地等において行う特殊自動車の運転作業 (6) 漁業取締船に乗船して行う漁業取締作業	(1)日額 300円 (2)日額 300円 (3)日額 300円 (4)日額 1,500円 (5) 1時間 100～120円 (6)日額 300円 (常時乗り組む職員 500円)
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉の業務	日額 650円
高所等作業手当	右の業務を行った職員	高所、深所、トンネル坑内等での調査、保守等の作業	1時間 120円 (トンネル坑内 130円)
教育特殊業務手当	教育職給料表(一)または(二)の1級、2級の者	(1) 非常災害時等の緊急の防災等の業務 (2) 修学旅行等引率指導業務 (3) 対外運動競技等への引率指導業務 (4) 部活動指導業務 (5) 入学試験監督業務	(1)日額 6,000～6,400円 (2)日額 3,400円 (3)日額 3,400円 (4)日額 2,400円 (5)日額 900円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校に勤務する教育職員	2又は3の学年の児童等で編制されている学級を担当し、当該学級で行う授業、指導	日額 290円
兼務手当	教育職員	教育に関する他の職を兼ね、当該職に係る授業に従事した時	授業1時間につき1,300円の範囲内
添削指導手当	通信教育を担当する職員以外の教育職員	通信教育の添削指導	学習報告書 1通 160円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する主任等	教務等についての連絡調整、指導助言	日額 200円
警察作業手当	警察本部、警察署に勤務する職員	犯罪の予防・捜査・被疑者の逮捕作業、交通取締作業、爆発物処理等特に危険な作業等	日額 250～4,600円等

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	3,884,699千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	187千円
支給実績（平成20年度決算）	3,528,047千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	167千円

#### カ その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成21年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（本庁部課長、出先機関の長等）に対して支給 〔職員の属する級及び管理職手当区分に応じ33,000～137,000円〕	異	<手当額> 46,300～137,700円	千円 1,263,775	円 679,084
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (3) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人 11,000円	同		千円 2,616,170	円 240,966

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)
住居手当	<p>&lt;職員が自ら居住する借家&gt;</p> <p>(1) 家賃が月額23,000円以下 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額23,000円超 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円)</p> <p>&lt;自宅&gt; 月額2,000円 (新築・購入の日から5年まで:3,000円)</p> <p>&lt;配偶者等が居住する借家&gt; 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額</p>	異	<自宅> 制度なし	千円 1,467,936	円 124,539
通勤手当	<p>&lt;交通機関利用&gt;</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの)</p> <p>(2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額</p> <p>&lt;自動車等使用&gt; 使用距離に応じ2,000~50,000円</p>	異	<p>&lt;交通機関利用&gt; 運賃負担額に応じ支給。最高支給限度額月額55,000円</p> <p>&lt;自動車等使用&gt; 使用距離に応じ2,000~24,500円</p>	千円 2,994,401	円 168,291
単身赴任手当	<p>異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対し支給</p> <p>(基礎額23,000円に、職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高45,000円を加算)</p>	同		千円 266,692	円 297,315
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の35%増の額)</p>	同		千円 754,192	円 507,873
宿日直手当	<p>宿日直勤務をした職員に対し支給</p> <p>(勤務の内容、時間に応じ4,200~20,000円)</p>	同		千円 676,284	円 325,293
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給</p> <p>(勤務1回につき4,000~12,000円 (6時間超勤務:100分の150を乗じた額))</p>	同		千円 35,808	円 138,255

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)
初任給調整手当	医師又は歯科医師たる職員で採用困難なものに対し支給 (採用後35年以内の期間、採用からの経過年数に応じた額 (最高支給額：月額410,900円))	同		千円 2,430,777 (初任給調整手当、特地勤務手当、夜間勤務手当、農林漁業普及指導手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当の合計)	
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 (級地に応じ給料等の4～16%)	同			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 (勤務1時間当たりの給与額の25%)	同			
農林漁業普及指導手当	普及事務を行う普及指導員に対し支給 (給料月額6%)				
へき地手当	山間地、離島その他生活不便地に所在する小中学校等に勤務する学校職員に対し支給 (級地に応じ給料等の4～20%)				
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教育職員に対し支給 (級号給に応じ2,900～11,700円)				
産業教育手当	実習を伴う農業等に関する科目を主として担任する教育職員に対し支給 (給料月額5%)				
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する教育職員に対し支給 (給料月額の10%(管理職手当受給者は8%))				

(5) 特別職の報酬等の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,032,000円	( 1,290,000円 )	
	副知事	918,000円	( 1,020,000円 )	
報 酬	議 長	921,200円	( 980,000円 )	
	副議長	827,200円	( 880,000円 )	
	議 員	789,600円	( 840,000円 )	
期 末 手 当	知 事 副知事	(平成21年度支給割合) 3.10月分		
	議 長 副議長 議 員	(平成21年度支給割合) 3.10月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式) 給料月額 × 在職月数 × 0.50	(1期の手当額) 30,960,000円	(支給時期) 任期毎
	副知事	給料月額 × 在職月数 × 0.40	19,584,000円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の額です。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況(決算)

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実 質 収 支	職 員 給 与 費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 5,626,418	千円 2,103,575	千円 742,637	% 13.2	% 13.1

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B / A
		給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
21年度	人 78	千円 307,438	千円 97,262	千円 123,581	千円 528,281	千円 6,773

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。  
 2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数です。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成22年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
山口県	42.3歳	332,186円	432,371円 (564,403円)

- (注) 1 「基本給」とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。  
 2 「平均月収額」とは、基本給に毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当等の諸手当を加えたものであり、( )内の金額は、さらに期末・勤勉手当を加えたものです。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県(工業用水道事業)	山口県
1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,584千円	1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,706千円
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.50) 月分 (0.70) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.50) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20% ・管理職加算 15 ~ 25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20% ・管理職加算 15 ~ 25%

(注)( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当(平成22年4月1日現在)

山口県(工業用水道事業)	山口県
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28 月分
勧奨・定年 30.55 月分 41.34 月分 59.28 月分 59.28 月分	勧奨・定年 30.55 月分 41.34 月分 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)
1人当たり平均支給額 - 26,308千円	1人当たり平均支給額 7,114千円 27,438千円

(注) 山口県(工業用水道事業)の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。



c 地域手当（平成22年4月1日現在）  
支給対象職員はいません。

d 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）		1,329千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）		29,547円	
職員全体に占める手当支給対象職員の割合（平成21年度）		57.6%	
手当の種類		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	日額 480～730円
危険業務手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務	1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務	日額 650円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	25,430千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	379千円
支給実績（平成20年度決算）	23,361千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	288千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

f その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成21年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（本庁部課長、出先機関の長等）に対し支給 〔 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ33,000～137,000円 〕	同		千円 7,779	円 707,236
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (3) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人 11,000円	同		千円 14,221	円 284,430

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (平成21年度決算)
住居手当	<p>&lt; 職員が自ら居住する借家 &gt;</p> <p>(1) 家賃が月額23,000円以下 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額23,000円超 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1 を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円)</p> <p>&lt; 自宅 &gt; 月額2,000円 (新築・購入の日から5年まで: 3,000円)</p> <p>&lt; 配偶者等が居住する借家 &gt; 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額</p>	同		千円 6,386	円 106,433
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		千円 -	円 -
通勤手当	<p>&lt; 交通機関利用 &gt;</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの)</p> <p>(2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 55,000円を超える額の2分の1に55,000円 を加算した額</p> <p>&lt; 自動車等使用 &gt; 使用距離に応じて2,000~50,000円</p>	同		千円 19,333	円 284,322
単身赴任手当	<p>異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対し支給</p> <p>〔基礎額23,000円に、職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高45,000円を加算〕</p>	同		千円 -	円 -
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 (級地に応じ給料等の4~16%)	同		千円 -	円 -
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 (勤務1時間当たりの給与額の25%)	同		千円 -	円 -

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (平成21年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 (勤務1時間当たりの給与額の35%増の額)	同		千円 -	千円 -
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 (勤務の内容、時間に応じ4,200~20,000円)	同		千円 22,726	円 649,337
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 (勤務1回につき4,000~12,000円 (6時間超勤務:100分150を乗じた額))	同		千円 79	円 26,500

## イ 電気事業

### (ア) 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 1,342,330	千円 120,954	千円 409,145	% 30.5	% 31.8

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	人 45	千円 182,029	千円 56,693	千円 72,467	千円 311,189	千円 6,915

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。  
2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数です。

### (イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成22年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
山口県	43.2歳	351,410円	442,078円 (576,277円)

- (注) 1 「基本給」とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。  
2 「平均月収額」には、基本給に毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当等の諸手当を加えたものであり、( )内の金額は、さらに期末・勤勉手当を加えたものです。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（電気事業）	山口県
1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,610千円	1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,706千円
（21年度支給割合） 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 （1.50）月分 （0.70）月分	（21年度支給割合） 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 （1.50）月分 （0.70）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20% ・管理職加算 15 ~ 25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20% ・管理職加算 15 ~ 25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成22年4月1日現在）

山口県（電気事業）	山口県
（支給率） 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28月分 勧奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分	（支給率） 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28月分 勧奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）
1人当たり平均支給額 - 27,363千円	1人当たり平均支給額 7,114千円 27,438千円

（注）山口県（電気事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給対象職員はいません。

d 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）		745千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）		32,423円	
職員全体に占める手当支給対象職員の割合（平成21年度）		51.1%	
手当の種類		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	日額 480～730円
危険業務手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業 活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務	1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務	日額 650円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	15,068千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	396千円
支給実績（平成20年度決算）	12,470千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	271千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

f その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成21年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（本庁部課長、出先機関の長等）に対し支給 〔 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ33,000～137,000円 〕	同		千円 5,266	円 752,400
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (3) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人 11,000円	同		千円 7,151	円 255,410

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (平成21年度決算)
住居手当	<p>&lt; 職員が自ら居住する借家 &gt;</p> <p>(1) 家賃が月額23,000円以下 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額23,000円超 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1 を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円)</p> <p>&lt; 自宅 &gt; 月額2,000円 (新築・購入の日から5年まで:3,000円)</p> <p>&lt; 配偶者等が居住する借家 &gt; 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額</p>	同		千円 2,755	円 86,121
通勤手当	<p>&lt; 交通機関利用 &gt;</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの)</p> <p>(2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 55,000円を超える額の2分の1に55,000円 を加算した額</p> <p>&lt; 自動車等使用 &gt; 使用距離に応じて2,000~50,000円</p>	同		千円 12,639	円 341,601
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		千円 -	円 -
単身赴任手当	<p>異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対し支給</p> <p>〔基礎額23,000円に、職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高45,000円を加算〕</p>	同		千円 -	円 -
特地勤務手当	離島その他生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 (級地に応じ給料等の4~16%)	同		千円 -	千円 -
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 (勤務1時間当たりの給与額の35%増の額)	同		千円 -	千円 -

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (平成21年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員 に対し支給 (勤務1時間当たりの給与額の25%)	同		千円 -	千円 -
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 (勤務の内容、時間に応じ4,200~20,000円)	同		千円 12,963	円 563,634
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 (勤務1回につき4,000~12,000円 (6時間超勤務:100分150を乗じた額))	同		千円 102	円 25,562

### 3 勤務時間その他の勤務条件

#### (1) 一般職員の勤務時間

平成22年4月1日現在における一般職員の勤務時間及び休憩は次のとおりです。

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間については、各任命権者が別に定めています。

#### (2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、一年ごとに20日付与され、残日数は翌年に繰り越すことができます。

平成21年 平均使用日数	10.7日
--------------	-------

(注) 小中学校教職員を除く。

#### (3) 特別休暇等(平成22年4月1日現在)

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産など条例や規則で定める事由に該当する場合には、特別休暇等を付与しています。

区 分		付 与 日 数
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄移植のための骨髄液提供	年5日以内
	ボランティア活動	
	職員の結婚	7日以内
	職員の分べん	産前8週から産後8週
	育児(生後1年6月に達しない子)	1日2回、各45分以内
	職員の妻の出産	3日以内
	男性職員の育児参加	5日以内
	子(中学校就学前)の看護	年5日以内
	忌引	10日以内
	父母、配偶者、子の祭日	1日
	災害による住居の滅失又は損壊	7日以内
	災害による交通遮断等	必要と認められる期間
	生理日	月3日以内
	妊産婦の健康診断	必要と認められる期間
妊婦の通勤緩和	1日1時間以内	
妊娠障害	14日以内	
病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最低限の期間	



(4) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、6月の範囲内で取得することが可能です。平成21年の介護休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	3人
女性職員	14人
計	17人

(5) 育児休業等

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業等を行うことが認められる制度です。

平成21年度の育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	5人	2人
	-----	-----
女性職員	199人	15人
	283人	4人
計	204人	17人
	283人	4人

(注) 上段は平成21年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段は育児休業（部分休業）の期間が平成20年度から21年度にかけて引き続いている者の数です。

#### 4 分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分者数

分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、休職等の処分をすることです。

平成21年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合		1人	328人		329人
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定める事由による場合			5人		5人
合 計		1人	333人		334人

##### (2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し若しくは職務を怠った場合、又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることです。

平成21年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合		1人	1人	1人	3人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1人				1人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合		2人			2人
合 計	1人	3人	1人	1人	6人

## 5 サービスの状況

### (1) 職務に専念する義務の免除

職員は、地方公務員法第35条に基づき、職務に専念する義務を有していますが、条例及び規則により、次の場合においては、当該義務が免除されます。

職務に専念する義務の免除が認められる場合
ア 研修を受ける場合 イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合 ウ その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合 エ 人事委員会が定める場合 (ア) 在勤庁の事務又は事業運営上の必要に基づき、事務又は事業の全部又は一部を停止した場合 (イ) 地方公務員災害補償法第51条第2項の規定により審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第60条第1項の規定により出頭する場合 (ウ) 地方公務員法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、又は同法第49条の2第1項の規定により不利益処分に関する不服申立てをする場合 (エ) 地方公務員法第55条第11項の規定により、当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合 (オ) 教育公務員特例法第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務を行う場合 (カ) 職務に関し、国又は他の地方公共団体若しくはその他の公益団体の職を兼ね、その職に属する事務を行う場合 (キ) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて、講演講義等をする場合 (ク) 職務上の教養に資する講演会又は講習会に出席する場合 (ケ) 新採用及び転勤のために旅行する場合 (コ) 職務上必要な試験を受験する場合 (サ) 人事委員会が特に認めた場合

### (2) 営利企業等への従事許可

職員は、地方公務員法第38条に基づき営利企業等への従事が制限されていますが、人事委員会規則に定める許可基準を満たし、かつ任命権者の許可を受けた場合には、営利企業等に従事することができます。

許可の基準
次のいずれにも該当する場合 ア 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないもの イ 当該職員の職との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがないもの ウ 公務員としての信用を傷つけるおそれがないもの エ その他法の精神に反しないと認められるもの

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、積極的に各種研修に取り組んでいます。

#### ア 一般行政職員

地方自治体を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、「元気で存在感のある県づくり」を積極的に進めていくために、職員一人ひとりの意識改革と職員の自主的・主体的な能力開発を推進する必要があることから、「山口県人材育成基本方針」を踏まえ、積極的に職員の研修を行っています。

平成21年度には、次のとおり研修を実施しました。

対象者	研修名	回数	人数
一般行政職員	一般研修 新規採用職員、主事級、主任級、 主査級、グループリーダー、所属長 等	16回	721人
	パワーアップ研修 政策形成、危機管理実務、クレーム対応、 経営分析、コーチング、民法、国際 等	18回	649人
	サポート研修 通信教育、放送大学、人材育成指導者、 地域接遇 等	12回	88人
	派遣研修 中央省庁、他の地方公共団体、 自治大学校、民間企業 等		21人
	合 計		1,479人

(注)その他、部局の業務の遂行に必要な知識技能を修得させるための部局研修を実施しました。

#### イ 教職員

児童生徒一人ひとりの個性や特性を最大限に伸長するとともに、豊かな人間性や社会性を育てるためには、学校教育の直接の担い手である教職員の資質能力を高め、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であることから、多様な教育課程を踏まえ、研修内容や研修形態の充実・改善を図りながら、教職員のキャリアステージに応じた計画的、体系的な研修を実施しています。

平成21年度には、次のとおり研修を実施しました。

対象者	研修名	日数等	人数
教職員	基本研修 初任研・新採研、経験者研修	254日	4,393人
	専門研修 職能、リーダー、教科、教育相談、情報 教育、特別支援教育、課題別、社会教育 等	253日	2,493人
	支援研修 サテライト、スキルアップ	256回	6,084人
	派遣研修 大学院、日本人学校、民間企業 等		151人
	合 計		13,121人

(注)派遣研修は実人数、その他は延べ実数。

## ウ 警察職員

警察職員が、警察法にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、人格を磨き、学術を修め、実力を養い、もって公正明朗かつ能率的に職務を遂行し得るよう教養することを目的に研修を実施しています。

平成21年度には、次のとおり研修を実施しました。

対象者	研修名	期数	人数
警察職員	採用時教養 初任科、初任補修科、一般職員初任科	8期	313人
	昇任時教養 警部補任用科、巡査部長任用科	2期	18人
	専科等教養 部門別任用科、専科、長期未入校者研修	54期	826人
	合計	64期	1,157人

## (2) 勤務成績の評定の状況

### ア 知事部局等

職員の能力、実績、勤務態度等を各所属長等が評価し、職員の昇任、異動等に当たっての参考資料として活用しています。

また、職員の意欲、士気の高揚や能力向上を図るため、国の公務員制度改革の動向も踏まえながら新たな人事評価制度の整備を進め、平成18年度には管理職に対し、職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を評価する「能力評価」と、年度当初に設定した目標の達成度を評価する「実績評価」を導入しています。

さらに、平成20年度からは、その他の職員に対しても「能力評価」を導入し、平成21年度下半期からは、評価期間中における業務実績や執務態度を評価する「実績評価」を導入しています。

### イ 教育委員会

平成18年度から全ての教職員を対象として、教職員一人ひとりが行う「目標管理」と、校長等の評価者による「業績評価」から構成される「教職員評価」を試行実施し、平成19年度からは、この「教職員評価」をもって勤務成績の評定としています。

なお、平成19年度から校長を、平成21年度から教頭をそれぞれ本格実施とし、評価結果を給与と反映させるとともに、評価結果を文書により開示することとしています。また、校長・教頭を除く教職員については試行実施を継続中ですが、平成21年度から評価結果を開示することと併せ、県及び市町教育委員会内に苦情相談窓口を設置し、評価結果に関する苦情相談に応じることとしています。

当該教職員評価制度は、教職員の資質能力や意欲の向上と活力ある学校づくりを目的に行っており、今後はこれまでの取組を踏まえ、より公正で信頼性の高い評価制度となるよう改善を図っていくこととしています。

教育庁各課長等の管理職については、知事部局と同様に「能力評価」と「実績評価」を行い、その他の職員に対しても「能力評価」に加え「実績評価」を導入したところであり、公正で納得性の高い評価制度の整備に向け、さらに取組を進めていくこととしています。

## ウ 警察本部

職員の実績、能力、勤務態度等を各所属長が評価し、職員の昇任、異動等に当たっての参考資料として活用しています。

評定及び調整は、仕事の成果・実績、能力・適性、仕事に取り組む態度等に応じて、A、B、C1、C2、D、Eの6段階で行っています。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 保健の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、山口県職員健康管理規程（昭和50年山口県訓令第2号）等の規定に基づき、労働安全衛生体制のもと、快適な作業環境の整備、職員の安全と健康の確保など労働安全衛生管理に努めています。

（注）小中学校教職員を除く。

#### ア 労働安全衛生管理

平成21年度の安全衛生委員会等の設置状況は、次のとおりです。

区 分	安全衛生委員会	衛生委員会
知事部局等	7所属	17所属
教育委員会	-	52所属
警 察 本 部	-	19所属

#### イ 健康管理

平成21年度の検診受診状況は、次のとおりです。

区 分		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部	備 考
定期健康診断 （法定）	対象者	4,344人	4,802人	3,541人	胸部エックス線撮影、 血液検査ほか
	受診者	4,329人	4,316人	3,533人	
ガン検診 （任意）	胃ガン	2,181人	3,240人	2,036人	老人保健事業対象
	大腸ガン	1,002人	1,972人	2,183人	
	子宮ガン	285人	309人	193人	
	乳ガン	124人	323人	163人	

#### ウ 作業環境管理

平成21年度の作業環境測定結果は、次のとおりです。

所属数	作業場数	結 果	検 査 内 容
24	47	全て適切である	特定化学物質、有機溶剤、粉じん

（注）知事部局のみ

### (2) 福利厚生状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の元気回復等の事業を計画的に実施するとともに、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）等の規定に基づき地方職員共済組合等が実施する医療給付、年金給付等の諸事業に対して法令等に基づき経費負担するなど、職員の福利厚生を図っています。

（注）教育委員会については、県立学校・事務局の他、小中学校・県立大学等を含む。

#### ア 元気回復事業

区 分	事 業 名	実施機関	概 要
知事部局等	元気回復事業等への助成 職員球技大会 本庁各課対抗バレーボール	共済組合 県・共済 "	各部局、各地域単位で行う事業へ助成 ソフトボール、バレーボールなど6種目 本庁各課による対抗戦
教育委員会	元気回復事業等への助成	県・共済	各所属、各地域単位で行う事業へ助成
警 察 本 部	元気回復事業等への助成	共済組合	各所属単位で行う事業へ助成

イ 地方職員共済組合等に対する負担金・補助金

区 分	項 目	金 額	概 要
知事部局等	共済組合への負担金	6,653,974千円	短期、長期、保健経理に係る法定負担金 健康保持・疾病予防事業、体力増強事業の奨励等
	" への補助金	4,877千円	
教育委員会	共済組合への負担金	18,578,274千円	短期、長期、保健経理に係る法定負担金 福利厚生事業の奨励
	" への補助金	1,017千円	
警 察 本 部	共済組合への負担金	4,760,349千円	短期、長期、保健経理に係る法定負担金

(3) 公務災害補償

地方公務員法、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、公務災害（公務執行に起因して発生した負傷、疾病、障害、死亡等）通勤災害に対して地方公務員災害補償基金が給付等を行っています。

平成21年度認定件数は、次のとおりです。

	公務災害	通勤災害	計
知事部局等	37件	2件	39件
教育委員会	108件	4件	112件
警 察 本 部	88件	2件	90件

(注)小中学校教職員を含みます。

## 8 特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況

### (1) 知事部局等

#### ア 取組状況

- (ア) 山口県庁こども参観デーの実施  
本庁知事部局を対象に実施しました。

実施日時	参加者数	
	こども	保護者
H21.8.21	55人	22人

- (イ) 各種制度の周知  
子育て支援制度をまとめたパンフレットを作成の上、イントラネットに掲載し、各種の子育て関連制度について周知を図りました。また、育児休業を取得した男性職員の体験談を紹介し、意識啓発に努めました。
- (ウ) 時間外勤務の縮減  
「全庁一斉ノー残業デー」など、各種取組の徹底を図りました。

#### イ 数値目標に対する実績

- (ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (H21年度末)	取得率	取得者数 / 対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数 / 対象者数
10%	1.37%	2名 / 146名	98.28%	57名 / 58名

対象者数は21年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

- (イ) 子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率  
男性職員について、子どもの出生時には「配偶者の出産補助休暇(3日)」を積極的に取得するとともに、2日間の年次有給休暇を合わせて、5日間の休暇を取得するよう、意識啓発に努めました。

目標値(H21年度末)	取得率
50%	59.7%

- (ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(H21年度末)	取得率
75% (15日)	64.5% (12.9日)



## (2) 教育委員会

### ア 取組状況

#### (ア) 各種制度の周知

各種の子育て支援制度をまとめたパンフレット及び家族ぐるみで参加できるイベントをまとめたリーフレットを発行し、子どもとふれあう機会の充実を図るなど、意識啓発に努めました。

#### (イ) 時間外勤務の縮減

毎月の「全庁一斉ノー残業デー」及び毎週水曜日の「教育庁一斉ノー残業デー」など、各種取組の徹底を図りました。

### イ 数値目標に対する実績

#### (ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (H21年度末)	取得率	取得者数 / 対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数 / 対象者数
10%	2.43%	1名 / 41名	100%	34名 / 34名

対象者数は21年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

#### (イ) 子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率

男性職員について、子どもの出生時には「配偶者の出産補助休暇(3日)」を積極的に取得するとともに、2日間の年次有給休暇を合わせて、5日間の休暇を取得するよう、意識啓発に努めました。

目標値(H21年度末)	取得率
50%	36.9%

#### (ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(H21年度末)	取得率
75% (15日)	54% (10.8日)

### (3) 警察本部

#### ア 取組状況

##### (ア) 子どもの体験活動等の支援

子どもの健全育成のため、生活安全ふれあい館、交通安全学習館及び警察道場を活用し、青少年の健全育成を目的に防犯体験学習、交通安全学習及び柔道、剣道の積極的な指導を実施しました。

##### (イ) 時間外勤務の縮減

毎週水曜日及び給与支給日、並びに期末・勤勉手当支給日の「定時退庁日」の取組の徹底を図りました。

#### イ 数値目標に対する実績

##### (ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (H21年度末)	取得率	取得者数 / 対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数 / 対象者数
10%	0%	0名 / 138名	90%	9名 / 10名

対象者数は21年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

##### (イ) 子ども出生時の男性職員の休暇取得率 出産補助休暇（3日間）の取得率

目標値( H21年度末 )	取得率
50%	26.09%

##### (ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値( H21年度末 )	取得率
50% ( 10日 )	39% ( 7.8日 )

# 山口県人事委員会の業務の状況

## 1 職員の競争試験及び選考の状況

### (1) 職員の競争試験の状況（平成21年度）

試験区分	試験職種等	申込者	第一次試験		第二次試験		競争倍率(A/B)	
			有効受験者数A	合格者	有効受験者数	最終合格者B		
大学卒業程度	行政	659	524	112	99	49	10.7	
	社会福祉	56	46	9	9	3	15.3	
	土木	71	63	36	33	17	3.7	
	農業	13	12	5	5	1	12.0	
	林業	11	9	7	5	3	3.0	
	獣医師	2	2	2	2	2	1.0	
	畜産	1	1	1	1	1	1.0	
	水産	14	7	5	5	2	3.5	
	機械	13	10	4	4	1	10.0	
	電気	15	12	8	6	2	6.0	
	化学	30	22	5	4	2	11.0	
	衛生薬学	7	6	5	5	2	3.0	
	衛生監視	22	18	8	8	3	6.0	
	計	914	732	207	186	88	8.3	
社会人経験者等	行政	251	174	14	14	3	58.0	
	計	251	174	14	14	3	58.0	
短大卒業程度	小・中学校栄養士	49	43	8	8	3	14.3	
	計	49	43	8	8	3	14.3	
高校卒業程度	事務	105	87	12	11	4	21.8	
	土木	14	12	8	6	4	3.0	
	電気	10	9	5	5	1	9.0	
	小・中学校事務	50	45	12	12	4	11.3	
	計	179	153	37	34	13	11.8	
保健師 診療放射線技師 臨床検査技師 作業療法士	保健師	30	27	6	6	2	13.5	
	診療放射線技師	10	10	5	4	1	10.0	
	臨床検査技師	30	27	8	6	2	13.5	
	作業療法士	4	3	2	2	1	3.0	
	計	74	67	21	18	6	11.2	
警察官	男性(A)第1回	479	375	211	186	96	3.9	
	男性(A)第2回	一般	529	335	121	94	46	7.3
		武道指導	2	2	2	2	2	1.0
	男性(B)	399	310	151	144	64	4.8	
	女性(A)	154	102	43	27	14	7.3	
	女性(B)	91	63	24	24	12	5.3	
	計	1,654	1,187	552	477	234	5.1	
合計	3,121	2,356	839	737	347	6.8		

(2) 選考の状況(平成21年度)

ア 採用選考

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9				0
	8	2			2
	7	1			1
	6	2	4		6
	5		4		4
	4	2	1		3
	3	18	0		18
	2	2	0		2
	1	6	2	2	10
公安職	9				0
	8			1	1
	7			4	4
	6			1	1
	5			2	2
	4			3	3
	3			3	3
	2			2	2
	1				0
海事職	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
	1				0
研究職	5				0
	4				0
	3				0
	2	2			2
	1			1	1
医療職(一)	4				0
	3	7			7
	2	6			6
	1	11			11
医療職(二)	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2	1			1
	1	2			2
医療職(三)	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2	34			34
	1				0
					0
教育職(一)	4				0
	3				0
	2				0
	1				0
教育職(二)	4		1		1
	3		1		1
	2		4		4
	1				0
計		96	17	19	132

イ 昇任選考

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9	5			5
	8	9	2		11
	7	31	2	2	35
	6	132	19	2	153
	5	115	26	5	146
	4	149	24	4	177
	3	89	12	10	111
	2				0
公安職	1				0
	9			3	3
	8			12	12
	7			15	15
	6			17	17
	5			45	45
	4			57	57
	3			28	28
海事職	2				0
	1				0
	6				0
	5	3			3
	4		1		1
研究職	3	2		1	3
	2				0
	1				0
	5				0
医療職(一)	4	5	2		7
	3	6	1	1	8
	2	5			5
	1				0
医療職(二)	4	2			2
	3	5			5
	2	3			3
	1				0
	7				0
	6				0
医療職(三)	5	4			4
	4		1		1
	3	1	1		2
	2				0
	1				0
	7				0
教育職(一)	6				0
	5	6			6
	4	7			7
	3	17			17
	2				0
	1				0
教育職(二)	4		1		1
	3	1	1		2
	2		4		4
	1				0
計	4				0
	3				0
	2				0
1				0	
計		597	97	202	896

## 2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会は、平成21年10月15日、議会及び知事に対し、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等に関する報告及び給与改定の勧告を行いました。

平成21年人事委員会勧告等の概要は、次のとおりです。

### 第1 給与についての報告及び勧告

#### 1 公民給与の比較

##### (1) 月例給

本年4月時点における民間給与と職員（行政職）給与との較差は次のとおりとなっている。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A) - (B)
378,396円	378,213円	183円 (0.05%)

《参考》民間給与と特例条例による減額措置後の職員給与との比較

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A) - (B)
378,396円	366,541円	11,855円 (3.23%)

(注) 特例条例：知事等の給与の特例に関する条例

##### (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給額は、その月の平均所定内給与月額との4.16月分に相当している。(職員の場合、現行の年間支給割合は、4.50月分である。)

#### < 人事院の報告及び勧告の内容 >

人事院は、本年8月、民間給与が国家公務員給与を863円(0.22%)下回っていること、民間事業所で支払われた特別給は所定内給与月額との4.17月分に相当し、職員の期末手当・勤勉手当の支給割合(4.50月分)を下回っていること等を報告し、俸給月額及び期末手当・勤勉手当の引き下げ並びに自宅に係る住居手当の廃止等を内容とする勧告を行った。

### 2 改定の内容

#### (1) 本年の給与改定

公民較差、民間の特別給の支給割合及び人事院勧告の内容等を総合勘案し、職員の給与について、次のとおり判断した。

#### ア 給料表

本年の民間給与と職員給与の較差がわずかであることから、改定を行わないこと

とが適当である。

イ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 平成21年度の支給割合

次のとおり、年間の支給割合が4.15月分となるよう、0.35月分引き下げる。

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	月分 1.40 ( 1.20 )	月分 0.75 ( 0.95 )	月分 2.15 ( 2.15 )
1 2 月 期	1.60 1.35 ( 1.40 1.15 )	0.75 0.65 ( 0.95 0.85 )	2.35 2.00 ( 2.35 2.00 )
合 計	3.00 2.75 ( 2.60 2.35 )	1.50 1.40 ( 1.90 1.80 )	4.50 4.15 ( 4.50 4.15 )

備考 ( )内は特別管理職員

(イ) 平成22年度以降の支給割合

年間の支給割合が4.15月分となるよう次のとおり改定する。

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合 計
6 月 期	月分 1.40 1.25 ( 1.20 1.05 )	月分 0.75 0.70 ( 0.95 0.90 )	月分 2.15 1.95 ( 2.15 1.95 )
1 2 月 期	1.35 1.50 ( 1.15 1.30 )	0.65 0.70 ( 0.85 0.90 )	2.00 2.20 ( 2.00 2.20 )
合 計	2.75 ( 2.35 )	1.40 ( 1.80 )	4.15 ( 4.15 )

備考 ( )内は特別管理職員

(2) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。  
ただし、(1)のイの(イ)については、平成22年4月1日から実施すること。

3 給与についてのその他の課題

(1) 自宅に係る住居手当

他の都道府県の状況や民間における支給状況等を踏まえ、手当のあり方について検討を行う必要がある。

## (2) 通勤手当

他の都道府県の支給状況等を勘案し、引き続き検討を行う必要がある。

## (3) 教育職員の給与

国において、教育職員に係る給与制度についての検討が行われていることから、引き続きこの状況を注視し、必要に応じて所要の措置を講じることが適当である。

## 第2 勤務環境の整備についての報告

### 1 総実務時間の短縮

時間外勤務の縮減については、あらゆる職場において、それぞれの実情に即した実効性のある時間外勤務の縮減に一層取り組む必要がある。

特に、管理職員は、時間外勤務の縮減は自らの重要な職責であるとの認識の下に職員の勤務実態を把握し、計画的な事務の進行管理に努めることが重要である。

また、年次有給休暇についても、引き続き取得しやすい環境を整備していくとともに、計画的・連続的な取得の促進に努めていく必要がある。

なお、平成22年4月1日から月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合が引き上げられることとなるが、長時間勤務職員に休息の機会を与える観点から、当該支給割合の加算分の支給に代わる代替休暇制度の導入について、関係法令の整備状況等に留意しながら検討していく必要がある。

### 2 職員の健康管理対策

職員が、心身ともに健康な状態で職務に従事することは、職員本人や家族にとってだけでなく、公務能率の向上の観点からも重要であり、引き続き、心身両面からの健康管理対策を推進していく必要がある。

特に、精神疾患による病休・休職者数は、依然として多い状況にあることから、その原因の分析・把握を進め、メンタルヘルス対策を充実・強化していくことが重要である。これまでも、各任命権者において様々な対策が講じられているところであるが、組織的に総合的な対策に引き続き取り組むことが必要である。

また、管理職員においては、日頃から職員とのコミュニケーションに心がけ、ストレス状況の把握、職場におけるストレス要因の軽減や除去等勤務環境の向上に取り組むことが重要である。

### 3 職業生活と家庭生活の両立支援

職業生活と家庭生活の両立を図るため、育児や介護等を行う職員の働きやすい勤務環境の整備に努めてきており、制度の利用実態等を踏まえながら、引き続き両立支援に向けた取組を進める必要がある。

育児については、職員が性別にかかわらず、働きながら安心して子育てができるよう、次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」に掲げた目標の達成に向けた取組を、着実に進めることが重要であり、特に、男性職員が積極的に子育て等に参加できるよう、育児休業等の活用促進に向けた取組を一層充実していく必要がある。

本年、人事院は、介護のための短期休暇制度の導入や子の看護休暇の拡充等について措置していく旨の報告を行っており、本県においても国や他の都道府県の動向等に留意しながら制度の導入・拡充について検討していく必要がある。



### 第3 人事行政の運営についての報告

公務や公務員を取り巻く環境が大きく変化する中で、職員の士気を高め、行政目的の実現や行政運営の効率化を図っていくためには、人事行政の運営全般にわたり、人材育成や、職員の能力の十分な活用に留意した総合的な取組を行うことが重要である。

#### 1 人事評価制度

本県においては、本年度から教育委員会において教頭を教職員評価の本格実施対象とするなど、能力・実績をより適切に反映した人事・給与制度の確立に向け、人事評価の実施や試行など、各任命権者において新たな人事評価制度を整備する取組が進められている。

今後とも、公正で納得性の高い人事評価制度の定着に向け、これまで実施してきた人事評価やその試行の結果を十分検証するとともに、評価者に対する研修や苦情に対処する仕組みについての検討なども含め、さらに取組を進める必要がある。

取組の推進に当たっては、理解と納得が得られるよう職員側との対話が重要である。

#### 2 人材の確保・育成

社会経済情勢の変化、新たな政策課題や複雑・多様化する県民ニーズに的確に対応するためには、多様かつ優秀な人材の確保に努めることが重要である。そのためには、職員採用試験の応募者をより多く確保することが有効であり、大学等における就職説明会や職場見学会の開催、積極的な広報活動などにより公務の魅力を直接伝えるための取組等を一層充実させていく必要がある。

次に、職員の育成に当たっては、専門的能力等の開発はもとより職員の士気の高揚も重要な視点として、人材の計画的な育成に取り組んでいくことが必要である。

なお、女性職員については、今後とも政策・方針決定過程への参画の拡大が図られ、その能力を発揮できるよう、引き続き登用を推進する必要がある。

#### 3 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の引上げに伴い、民間企業や国において、定年年齢の延長等が検討されている中、本県においても、組織活力と公務能率を確保しながら、職員が高齢期の生活に不安を覚えることなく職務に専念できる環境を整備するなど、高齢期の雇用問題について、さらに検討を進める必要がある。

#### 4 公務員倫理

公務員の倫理観の確立が強く求められていることから、職員研修や職場における指導等を通じた継続的な取組を一層進めていく必要がある。

職員一人ひとりが、県民全体の奉仕者であることを自覚し、綱紀の保持に努めるとともに、公務員としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼にこたえていくことが必要である。

[ 参考 ]

給料表別平均給与月額

平成21年4月1日現在

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額	備考
行政職	5,152人	43.5歳	21.5年	374,913円 (363,392)	事務・技術職員
公安職	3,076	40.8	19.2	369,680 (359,859)	警察官
海事職	62	43.3	21.6	408,684 (397,137)	船員
研究職	210	43.1	19.0	397,853 (385,939)	研究員
医療職(一)	99	43.9	17.1	840,897 (836,420)	医師
医療職(二)	191	41.6	19.3	345,317 (335,977)	薬剤師等
医療職(三)	416	38.4	16.3	325,784 (317,346)	看護師
教育職(一)	3,302	45.2	22.2	428,064 (416,099)	高等学校等教員
教育職(二)	7,674	45.6	22.7	424,084 (411,461)	小・中学校教員
全給料表	20,182	44.0	21.6	402,844 (391,205)	

- (注) 1 平均給与月額は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当(加算額を除く。)、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)  
及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。)の総額を職員数で除したものである。
- 2 ( )内の数字は、特例条例による減額措置後の額である。

### 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、公務員には労働協約締結権を含む団体交渉権や争議権が認められないなど、労働基本権が制限されていることの代償の1つとして認められたものであり、人事委員会は、職員から勤務条件に関し、適正な行政上の措置を求める要求があった場合に、必要な審査を行った上で判定を行い、事案の解決に当たるものです。

平成21年度においては、新規の措置要求はなく、前年度からの継続事案1件の処理を行ったため、平成21年度末現在での未処理件数はありません。

	20年度	20年度	21年度	21年度
	措置要求件数	処理件数	処理件数	措置要求件数
給与				
旅費				
勤務時間	2	1	1	
休暇				
執務環境				
厚生福利				
転任				
任用				
その他				
計	2	1	1	

### 4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

不利益処分に関する不服申立ては、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から不服申立があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法・不当であれば、これを取り消し又は修正し、さらに必要があれば是正措置を指示する救済方法です。

平成21年度においては、新規事案、継続事案ともにありません。